東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 1月23日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月23日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)2C-1点検において、母線接地装置用制御ケーブルに地絡(ケーブル被覆損傷)が認められたため、当該ケーブルの点検・修理。	GⅢ	
2		活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋地下2階非放射性ストームドレン系排水ラインにおいて、排水ラインに詰まりが認められたため、当該箇所の点検・清掃。	GⅢ	
3	1·2号廃棄物 処理設備	1号機ストームドレン系受タンク(B)入口弁において、弁駆動機構部に駆動用空気の漏えいが認められたため、当該箇所の点検・修理。	GⅢ	
4		3号機LCW・HCW・DD・HSD系サンプポンプ運転記録計において、印字用インクリボンの巻き取り不良が認められたため、当該箇所の点検・修理。	GⅢ	